

鹿沼市パートナー&ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パートナー&ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めることにより、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針に定める基本理念に基づき、全ての市民の人権が尊重される明るい社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を約した戸籍上の性別又は自認する性別が同一である2人の者に係る社会生活上の関係をいう。

ア 互いの合意のみに基づいて成立している関係であって、当該関係が対等の立場で相互の協力により維持されるものであること。

イ 継続的に同居し、相互に協力して共同生活を送ること。

(2) ファミリーシップ 前号の関係にある者の一方又は双方に生計を一にする子（実子又は養子等その関係を公的に証明できる子をいう。以下同じ。）がおり、家族として生活を共にする関係をいう。

(3) パートナーシップの宣誓 パートナーシップを形成しようとする2人の者が、第1号に規定する事項を約することを市長に対して誓うことをいう。

(4) ファミリーシップの宣誓 ファミリーシップを形成しようとする者が第2号に規定する事項を約することを市長に対して誓うことをいう。

(宣誓をすることができる者の要件)

第3条 パートナーシップの宣誓をすることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者とする。

(1) 宣誓をする日において、成年に達していること。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 宣誓をしようとする者の双方が本市に住所（同一住所に限る。）を有すること。

イ 宣誓をしようとする者の一方が本市に住所を有し、他方が当該住所への転入を予定していること。

ウ 宣誓をしようとする者の双方が本市への転入（同一住所への転入に限る。）を予定していること。

- (3) 宣誓をしようとする者の双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者であって同居しているものを含む。）がないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者の双方が宣誓をしようとする相手の他にパートナーシップの関係にある者がいないこと。
- (5) 宣誓をしようとする者同士が直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係でないこと。
- (6) 宣誓をしようとする者同士が民法第736条の規定により婚姻が禁止される養親子等の関係でないこと。ただし、離縁により親族関係が終了した場合は、この限りでない。

2 ファミリーシップの宣誓をすることができる者は、前項各号のいずれにも該当する者であって、その一方又は双方に生計を一にする子があるものとする。

（宣誓の方法）

第4条 パートナーシップの宣誓及びファミリーシップの宣誓は、宣誓をしようとする者がパートナー&ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）を市長に提出するとともに、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、又は提示するものとする。この場合において、15歳以上の生計を一にする子についてファミリーシップにあることを宣誓しようとするときは、当該子が宣誓書に署名するものとする。

- (1) 住民票の写し（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）、マイナンバーカード、運転免許証その他の官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（有効期間内であるものに限る。）であって、住所が記載されているもの
- (2) 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）、婚姻要件具備証明書その他の宣誓をしようとする者が前条第3号及び第6号の規定に該当しないことを証する書類（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (3) ファミリーシップの宣誓をする場合は、当該宣誓をする者の一方又は双方の子との関係を確認できる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による宣誓があった場合は、戸籍法（昭和22年法律第

224号)第27条の2第1項の規定の例により、当該宣誓に係る者が本人であるかどうかの確認をするものとする。

3 第1項の規定により宣誓をした者(以下「宣誓者」という。)であって、本市への転入を予定しているものは、宣誓書の確認事項欄に記入した転入予定日の翌日から起算して14日以内に、次の各号のいずれかの書類を市長に提出し、又は提示するものとする。

(1) 本市への転出予定日が記載された転出証明書

(2) 第1項第1号に規定する書類

4 前項に規定する期間内に、同項の規定による書類の提出又は提示を行うことが困難な場合には、その旨を市長に申し出るものとする。

(証明書の交付)

第5条 宣誓者は、パートナー&ファミリーシップ宣誓証明書交付申請書(様式第2号。以下「交付申請書」という。)によりパートナー&ファミリーシップ宣誓証明書(様式第3号。以下「証明書」という。)の交付を市長に申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、宣誓者に対し、第4条第2項に規定する方法による本人確認を行った上で、証明書を交付するものとする。

(通称の使用)

第6条 宣誓をしようとする者又は宣誓者は、証明書に表示する氏名について、戸籍上の氏名以外の呼称であって社会生活上日常的に使用しているもの(以下「通称」という。)の使用を希望する場合は、宣誓書及び交付申請書に記入する氏名について、戸籍上の氏名との併記により通称を使用することができる。

2 市長は、前項の規定により宣誓をしようとする者又は宣誓者が通称の使用を希望するときは、証明書に表示する氏名については当該通称を使用するものとする。

(パートナーシップ及びファミリーシップの変更等並びに証明書の返還)

第7条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パートナー&ファミリーシップ変更・解消届(様式第4号。以下「変更・解消届」という。)により市長に届け出なければならない。この場合において、第1号に該当する場合は、第4条第1項各号に掲げる書類であって変更後の内容を証するもの(住民

票の写しにあっては、届出前3か月以内に発行されたものに限る。)を提出し、又は提示するものとする。

- (1) 宣誓者の住所、氏名その他第4条第1項の規定による宣誓の際に提出し、又は提示した書類の記載事項又は確認事項に変更があったとき。
 - (2) 宣誓者のパートナーシップ又はファミリーシップが解消されたとき。
 - (3) 第3条に規定する宣誓することができる要件を満たさなくなったとき。
 - (4) 宣誓書に記載した子が第9条に掲げる申立書を市長に提出したとき。
- 2 宣誓者は、前項第2号、第3号(死亡による場合を除く。)又は第4号に該当するものとして同項の規定による届出(次項において「届出」という。)をする場合は、第5条第2項の規定により交付を受けた証明書を市長に返還するものとする。ただし、国又は地方公共団体の機関に提出したことその他の理由により証明書を保有していない場合は、この限りでない。
- 3 第4条第2項の規定は、届出に係る本人確認について準用する。この場合において、届出をした者が本人であることが確認できないときは、市長は、当該届出があった後遅滞なく、当該届出に係る者に対し、戸籍法第27条の2第2項の規定の例により、当該届出があった旨を通知するものとする。

(宣誓の無効)

第8条 次のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。ただし、第2号に掲げる宣誓であって、宣誓後に第3条各号に掲げる要件を満たさなくなった者によるものにあつては、その事由の発生後に限り、無効とする。

- (1) パートナーシップ又はファミリーシップを形成する意思がない者による宣誓
- (2) 第3条各号に掲げる要件を満たしていない者による宣誓

2 市長は、無効な宣誓に係る宣誓者に対して交付した証明書がある場合は、当該宣誓者に対し、その返還を求めるものとする。

(氏名の削除)

第9条 宣誓書に氏名を記載された子は、満15歳に達した日以後に、市長に対しファミリーシップ宣誓に関する申出書(様式第5号)を提出することにより、ファミリーシップから離脱することができる。

- 2 第4条第2項の規定は、前項の申出書を提出した者について準用する。
- 3 市長は、第1項の申出書が提出されたときは、宣誓者に対して、記載された者の氏名を削除した証明書を交付することができる。

(市の施策)

第10条 市は、各種施策の推進に当たり、この要綱に基づくパートナーシップの宣誓及びファミリーシップの宣誓を尊重するとともに、その関係にある者と婚姻及び家族関係にある者とを不当な理由により差別してはならない。

(市民及び事業者への周知)

第11条 市は、市民及び事業者がこの要綱に基づくパートナーシップの宣誓及びファミリーシップの宣誓の趣旨を理解し、その関係にある者が社会活動の中で最大限に尊重され、婚姻及び家族関係にある者と等しく扱われるよう、周知啓発に努めなければならない。

(宣誓書の保存期間)

第12条 市長は、宣誓書を長期保存するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元(2019)年6月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4(2022)年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の第4条の規定によりパートナーシップの宣誓をした者は、改正後の第4条の規定によりパートナーシップの宣誓をした者とみなす。

3 この要綱の施行の際、改正前の規定により交付した証明書で、現にその効力を有するものは、この要綱の規定により交付されたものとみなす。

4 この要綱による改正後の第5条の規定は、令和4年4月1日以後の宣誓に係る証明書の交付について適用し、同日前の宣誓に係る証明書の交付については、なお従前の例による。